

加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の 安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正

令和5年3月29日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、「加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド（原管研発第1311279号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）」（以下「ガイド」という。）の改正案に関する意見公募において提出された意見（以下「提出意見¹」という。）に対する考え方につき了承を得ることについて諮り、ガイドの改正の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和4年度第71回原子力規制委員会（令和5年2月8日）（以下「第71回原子力規制委員会」という。）において、ガイドの改正案及び同改正案に対する意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める命令等に該当するものではないが、任意の意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- (1) 対象：加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正について（案）
- (2) 期間：令和5年2月9日から同年3月10日まで（30日間）
- (3) 方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- (4) 提出意見数：8件²

4. 提出意見に関する考え方

提出意見に対する考え方について、別紙1のとおり了承いただきたい。
なお、別紙1には、提出意見を整理又は要約したものを掲載している³。
また、寄せられた意見⁴は全て、原子力規制庁において保存し、法令に従い開示する。

¹ 行政手続法第42条では、命令等制定機関が、意見公募手続を実施して命令等を定める場合に、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を「提出意見」と規定している。

² 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

³ 行政手続法では、提出意見に代えて、提出意見を整理又は要約したものを公示することができるとしている。また同法の運用において、「提出意見」に該当しないものについては、命令等制定機関に当該意見を考慮する義務や当該意見等について公示する義務は課さないとしている。

⁴ 提出意見及び提出意見に該当しないと判断される意見をいう。なお、提出意見に該当しないと判断される意見はなかった。

5. ガイドの一部改正について

提出意見や第71回原子力規制委員会における意見等を踏まえ、記載の適正化を行ったガイドの改正案について、別紙2のとおり決定いただきたい。施行日は委員会決定の日としたい。

なお、意見公募の結果については電子政府の総合窓口（e-Gov）にて公示する。

<別紙、参考>

- | | |
|-----|---|
| 別紙1 | 加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正について（案）に関する提出意見及び提出意見に対する考え方（案） |
| 別紙2 | 加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正について（案） |
| 参考 | 加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド新旧対照表の変更箇所（見え消し） |

加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正について（案）に関する提出意見及び提出意見に対する考え方

No.	提出意見	考え方
1	<p>1. 意見: 第 1 章の「2. 評価時点及び実施時期」に記載されている「その使用が開始された日以降 6 月を超えない時期」について、評価時点と実施期間を明確にする観点から、「その使用が開始された日の状態を対象とし、当該開始日以降 6 月を超えない時期に評価」としてはどうか。</p> <p>また、「その使用が開始された日」は「使用前確認証の交付日」との認識で良いか確認したい。</p> <p>理由: 2. の表題である「評価時点及び実施時期」に沿った記載とすべきと考える。</p> <p>2. 意見: 第 2 章の 3. の 3-1 の「(3) リスク評価」の 4 行目中程からの「リスク評価に当たっては、・・・(途中、略)・・・被ばく線量の評価等を含める。」の一文は、「リスク評価に当たっては、通常時又は運転時において、プルトニウムを非密封で取り扱う施設であるという特徴から、通常時又は運転時における放射線業務従事者の被ばく線量の評価等を含めるとともに、再処理施設は、海洋放出等による十分な拡散効果を有する排水設備等で放出管理が行われる施設であるという特徴から、運転時の一般公衆の被ばく線量の評価等を含める。」としてはどうか（第 3 章 3. (3) の記載についても同様）</p> <p>理由: 施設の有する特徴と評価対象項目との対応関係を明</p>	<p>「加工施設（ウラン加工施設を除く。）及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド（原管研発第 1311279 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））」。（以下「ガイド」という。）の改正案のうち、御意見の「その使用が開始された日以降 6 月を超えない時期」という文言は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号）第 9 条の 3 の 2 及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）第 19 条の 3 の 2 の規定から引用したものであり、誤解を避ける観点から、原案のとおりとします。</p> <p>また、改正案の「その使用が開始された日」という文言については、「使用前確認証の交付日」を意味するものと御理解いただいて問題はありません。</p> <p>リスク評価の対象となる日本原燃株式会社の MOX 燃料加工施設の廃棄施設は、同社の再処理施設の廃棄施設と共用する形で設置されているため、ガイドの改正案のうち、被ばく線量の評価等に係る記載箇所については、施設ごとに書き分けていません。</p> <p>また、「第 2 章 1. の 1-6 で記載される「通常時」、「運転時」の記載との整合」については、御意見のとおりですので、修正します。</p>

No.	提出意見	考え方
	<p>確にすべきと考える。また、第2章1. の1-6で記載される「通常時」、「運転時」の記載との整合を図る。</p>	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの改正後欄の6行目「事業者」の定義を記載したほうがよいと思います。法、加工規則及び再処理規則において使用する用語の例によらないから。 ・ 3ページの改正後欄の最下行から上に1行目「それぞれの施設ごとに評価を行う」は削除したほうがよいと思います。言うまでもないことだから。 ・ 5ページの改正後欄の12行目「ウラン加工施設」、同15行目「MOX燃料加工施設」の定義を記載したほうがよいと思います。 ・ 8ページの改正後欄の1行目「施設の所在地」は「施設を設置する工場又は事業所の所在地」のほうがよいと思います。加工規則第3条の2の2第1項第2号の規定のとおり。 ・ 18ページの改正後欄の12行目「確率論的リスク評価」は「PRA」のほうがよいと思います。17ページの改正後欄の例と同様に。 	<p>御意見のとおりですので、ガイドの改正案の全体を見直した上で、記載の適正化を行います。</p> <p>同じ事業所内に加工施設と再処理施設の両方を有する事業者があり、それぞれの施設ごとに評価を行うことを明確にする必要があるため、原案のとおりとします。</p> <p>MOX燃料加工施設は日本原燃株式会社の1施設を意味し、ウラン加工施設はMOX燃料加工施設以外の加工施設を意味するものとして、一般的に用いられており、用語の定義を行う必要がないため、原案のとおりとします。</p> <p>御意見を踏まえ、記載の適正化を行います。</p> <p>御意見のとおりですので、ガイドの改正案の全体を見直した上で、記載の適正化を行います。</p>

No.	提出意見	考え方
	<p>・ 25 ページの改正後欄の 16 行目「PRA 評価」は「PRA」のほうがよいと思います。「評価」が重複しているから。</p>	<p>御意見のとおりですので、修正します。</p>
3	<p>一般に使われている「新規制基準」という用語は、法令上の用語ではなく、行政実務上の通称にすぎないため、必ずしも明確な定義がされているわけではない（内規を含めた全てを総称する場合のほか、原子力規制委員会規則のみを指す場合や、行政手続法上の命令等（同法 2 条 8 号）に当たるもののみを指す場合もある。）ことから本内規によって定義すべきではない。</p>	<p>御意見のとおりですので、ガイドの改正案の全体を見直した上で、記載の適正化を行います。</p>
4	<p>「気象、地盤、水理、地震、津波、火山、外部火災、社会環境等、加工施設については」の「社会環境等、加工施設」が繋がっており読みづらい。</p>	<p>御意見のとおりですので、記載の適正化を行います。</p>
5	<p>MOX 燃料加工施設というものと、ウラン加工施設というもので、対応が異なるのがよく分かりません。法令では同じ施設ではないのですか？ 同じならやることは同じなのではないですか？</p> <p>とくに、ウラン加工施設が安全上重要な施設がないこととなっているのがよく分かりません。なぜ核を扱うのに安全上重要な施設がない前提なのでしょう。法令でそうなっているのですか？ 核を扱うのに安全上重要な施設がいらないと断定した判断はどこで見れるのですか？</p>	<p>御意見のとおり、ウラン加工施設と MOX 燃料加工施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）においては、同じ第 3 章の規定の下で規制を受けています。</p> <p>しかしながら、具体的な要求事項については安全上の重要性に応じて差異を設けており、例えば、同法の委任を受けて制定された「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 17 号）」では、MOX 燃料加工施設（同規則では、「プルトニウムを取り扱う加工施設」という用語で定められています。）には「重大事故等対処施設」や「重大事故等対処設備」の設置を義務付けていますが、ウラン加工施設に</p>

No.	提出意見	考え方
		<p>は義務付けていません。</p> <p>また、同規則の解釈をまとめた「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第 1311271 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）」では、「敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルトを超える」おそれのないことが明らかな場合は、「安全上重要な施設」が不要となりますが、ウラン加工施設については、加工事業の変更許可の時点において、全てのウラン加工施設が「敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルトを超える」おそれのないことを確認しています。</p> <p>「ウラン加工施設が安全上重要な施設がないこととなっているのがよく分かりません。」については、御意見を踏まえ、ガイドの改正案の全体を見直した上で、記載の適正化を行います。</p>
6	<p>* 第 2 章 安全性向上評価の内容及び届出書記載事項</p> <p>1-4 ウラン加工施設の安全上重要な施設がないことの確認の第 2 段落で、「工場棟内又はその周辺において想定される事象であって人為によるもの」と記載がありますが、「工場棟内」→「工場等内」ではないでしょうか。</p> <p>理由：本運用ガイド一部改正に伴って廃止される予定の「ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」の第 2 章の 1-4 では、「工場等内又はその周辺において想定される事象であって人為によるもの」と記載され、また、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第九条 3 で「工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を</p>	<p>御意見のとおりですので、修正します。</p>

No.	提出意見	考え方
	<p>損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの」と記載されており、整合させることが適当と考えられるため。</p> <p>* 別添 安全性向上評価のイメージ 【ウラン加工施設】の2-3のところ 「※1. で示された加工施設又は再処理施設に対して、調査等及びこれまでの安全性向上評価の評定結果等を勘案して、安全性向上に関する自主的な計画を立案する。」とありますが、「再処理施設」は不要ではないでしょうか。</p> <p>理由：当該箇所はウラン加工施設のイメージを示しており、再処理施設は対象でないため。</p>	
7	<p>改正後案については改正前に比し、丁寧な説明にはいるがこれにより放射能の安全性が担保される訳ではない。</p> <p>「MOX燃料加工施設及び再処理施設に係るリスク評価についても、現在、その手法が必ずしも成熟していない。」の文案にある通り、放射能のリスクを除去することは絶対に不可能であり、それ故原発は廃炉にしなければならない。</p> <p>核と人間は共存出来ない事は自明の理である。原発は地球上で最も負荷の掛かるエネルギーであることを認め、MOX燃料も含め原発からの撤退を目指して欲しい。</p>	<p>原子力施設の安全性を高めるための安全性向上評価の運用に対する御意見として承ります。</p> <p>原子力施設においては、第1章に示すとおり、事業者に対し、施設を技術上の基準に適合するよう維持する義務を課すなどにより、安全性を確保しています。その上で、安全性向上評価は、評価の実施及び評価結果を踏まえ、原子力安全のための取組及び原子力安全規制について継続的な改善を図るものです。</p> <p>そのうち、リスク評価は、安全性向上評価の時点における最新の知見を反映した手法等を適用し、リスクの低減に取り組むためのものとなります。</p>